

報告第31号

専決処分の報告について
(損害賠償額の決定：環境衛生センター)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月3日報告

小松島市長 中山俊雄

損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	40,000円
相手方	小松島町在住の男性
事故発生年月日	令和2年9月15日
事故発生場所	小松島市小松島町

事故の概要

ごみ収集車両が事故発生場所を通過しようとした際、目測を誤り、ごみ収集車両左側面と相手方宅の倉庫上部の角が接触したもの。

令和2年10月28日 専決第12号

小松島市長 中山 俊雄